

国 地 契 第 7 0 号
平成 2 0 年 3 月 2 4 日

各 地 方 整 備 局 長 あ て

国 土 交 通 省 大 臣 官 房 長

「土木設計業務等委託契約書の運用基準について」の一部改正について

今般、「土木設計業務等委託契約書の制定について」の一部改正について」（平成 2 0 年 3 月 2 4 日付け国地契第 6 9 号）が制定されたことを受け、下記のとおり関係通達を改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

「土木設計業務等委託契約書の運用基準について」（平成 7 年 6 月 3 0 日付け建設省厚契発第 2 8 号）の一部を次のように改める。

第 3 5 条関係の次に次のように加える。

第 3 6 条の 2 関係

第 5 項の「日」については、履行期間、業務の態様等により 1 0 日とすることが妥当ではない場合は、当該事情を斟酌の上、1 4 日未満であり、かつ、必要な範囲で伸張し又は短縮した日数を記載できるものであること。

第 3 7 条関係の次に次のように加える。

第 3 7 条の 2 関係

契約担当官等は、落札決定前に契約書の案を競争参加者に提示するとき、次に掲げる事項を了知させること。

- (1) 各会計年度における業務委託料の支払の限度額（年度 % と割合で明示すること。）
- (2) 各会計年度における業務委託料の支払の限度額及び履行高予定額は、受注者決定後契約書を作成するまでに落札者に通知すること。

附則

本通達は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に入札手続を開始する業務から適用する。

土木設計業務等委託契約書の運用基準について（抄）
（平成 7 年 6 月 3 0 日付け建設省厚契発第 2 8 号）

改 正 案	現 行
<p>対象業務関係～第 3 5 条関係 （略）</p> <p><u>第 3 6 条の 2 関係</u> <u>第 5 項の「 日」については、履行期間、業務の態様等により 1 0 日とすることが妥当ではない場合は、当該事情を斟酌の上、1 4 日未満であり、かつ、必要な範囲で伸張り又は短縮した日数を記載できるものであること。</u></p> <p>第 3 7 条関係 （略）</p> <p><u>第 3 7 条の 2 関係</u> <u>契約担当官等は、落札決定前に契約書の案を競争参加者に提示するときは、次に掲げる事項を了知させること。</u> <u>(1) 各会計年度における業務委託料の支払の限度額（ 年度 % と割合で明示すること。）</u> <u>(2) 各会計年度における業務委託料の支払の限度額及び履行高予定額は、受注者決定後契約書を作成するまでに落札者に通知すること。</u></p> <p>第 4 1 条関係、第 4 6 条関係、第 4 9 条関係 （略）</p>	<p>対象業務関係～第 3 5 条関係 （略）</p> <p><u>【追加】</u></p> <p>第 3 7 条関係 （略）</p> <p><u>【追加】</u></p> <p>第 4 1 条関係、第 4 6 条関係、第 4 9 条関係 （略）</p>